かたくり通信

福井から原発を止める 裁判の会 会報

第5回口頭弁論 福井地裁12月19日

木田節子さんの意見陳述 「福島の今を知ってください!」

第5回口頭弁論が福井地裁で12月19日(木)、午後4時から行われました。今回も前回に続いて、県内外の多くの方が駆けつけ、法廷はほぼ満席となりました。

次回口頭弁論 1月22日

今回は原告からは、第8準備書面(主にディーゼル発電機について、被告が公表した 資料から分かる範囲の情報、及び更なる情報開示の不可欠性について)、第9準備書面 (津波による事故の危険)及び第10準備書面(福島やチェルノブイリの原発事故によ る被害)が提出されました。また、原発事故により、福島県双葉郡富岡町から茨城県水 戸市へ避難されている木田節子さんからの意見陳述が行われ(次頁より)、その後、裁判 所からの求釈明があり、さらに第10準備書面について鹿島弁護士からその内容につい てプレゼンテーションが行われました。

2014年も裁判へのご支援、よろしくお願いいたします!共に歩みましょう!

発行:福井から原発を止める裁判の会

■事務局連絡先:松田(090-2037-9322)

■弁護団事務局連絡先:笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所(0770-21-0252)

♥ご支援をよろしくお願いします!

◆ホームページ: http://adieunpp.net

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります!)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名:福井原発差止訴訟を支える会

記号:00760-6 番号:108539

(口座名等はこれまでのままです)

意見陳述

福島の声に耳を傾けてください

原告 木田節子さん

私は原発難民です!

私は木田節子と申します。私は福島県双葉郡富岡町に自宅を残したまま、現在茨城県水戸市で避難生活を送っている原発難民です。 この原発難民という言葉は使いたくないし、言われたくないという避難者もいらっしゃるようですが、国策で推進し、この狭い日本の国に54基もの原子力発電所を造り続け、早くからその危険性を訴えていた専門家が大勢いたにも拘らず、また実際に事故も度々起きていたのに、運転を続け、とうとう爆発しました。大量の放射性物質が拡散され、周辺住民は強制的に住む場所を追われたのだということの責任から逃れようとしている人たち、時間と共に忘れ去ってしまうであろう人々に伝えるために私はあえて使い続けています。

私は35年前福島県いわき市に住む夫と結婚し、一男一女をもうけ、その子供を育てながら、 夫と共働きをし、21年前に念願のマイホームを 建てました。嬉しかったです。一生懸命働けば夢 は叶うのだと思いました。子どもたちにも親とし て頑張った証を残せたようで、ひとつ責任を果た したようで、あの新築時の何とも言えない幸福感 は忘れません。

自分の代で家を建てたことのある人ならば誰で も感じたことのある気持ちだと思います。私たち は、何もなければあの福島で一生暮らしていたは ずでした。人生の終わりもおそらくあの家で迎え ることになったでしょう。しかし、人間は自分が 住み続けたいと思う場所に最後まで居られる訳で はないのだ、時には自分の意志に関係なく理不尽 にも追い出されることがあるのだと、原発難民に なって初めて気がつきました。

福島の現在

今の福島の話をさせてください。福島県には東 日本大震災のあった2011年3月11日 まで は202万4401人の住民登録があったのです が、現在(2013年11月)は194万729 6人となっています。7万7105人も減ったこ とになります。これは平常時の人口減少でないこ とは誰にも理解できると思います。地震や津波で 移住を余儀なくされた人もありますが、それだけ なら県内に留まることを望むでしょう。 福島県 の人口減少は爆発した原発から逃げるために起き た災害です。 現在、福島県の避難者総数は13 万9938人で県外避難者は4万9554人とあ りますが、それ以外の転出者も、ほとんどは原発 事故をきっかけに福島を離れることを余儀なくさ れた人たちで、実際には住民票を残したままの人 がほとんどなのです。そして残された人達もひと り暮らしの割合が高いことです。

- ○子どもと妻を県外避難させ仕事の為に残る夫。
- ○津波で家族を失い、ひとり暮らしになった人。
- ○被ばくを避けて子や孫は県外へ、高齢のじいち ゃん、ばあちゃんは県内の仮設住宅や借り上げ住 宅で暮らす。

状況はさまざまですが、原発爆発事故がこのような事態を招いたことは確かです。

増える自然死産

自然死産について。自然死産という言葉を知っていますか。出産時死亡した、又は病院で人工流産したことを言うそうです。人口流産は、胎児が育っていない、染色体の異常があることを判断した医師が、出産に至るのは無理であることを妊婦に伝え、妊婦本人が同意して、医師による中絶手術をすることです。 2011年は千人あたり12人。2012年は千人あたり15人。実際の数字にすると、2011年は1万5072人出生に

対して186人。2012年は1万3770人出生で212人でした。自然死産率でいうと25%増えたことになり、これは、偶然として片付けられる数字ではありません。まして、2012年は出生が1302人も減っている中で自然死産が26人も増えています。また、妊娠して3ヵ月に満たない流産や医師による中絶は自然流産に入らず、福島県内では、生育不良や染色体異常と言われ、妊娠3ヶ月になる前に手術を受けることが多くなっているようです。この数字を入れるとどうなるのか。またどうしてこの様なことが起こるのか、医療機関に聞きましたが、ハッキリと答えられない状況です。

放射能測定

福島県の放射能測定現状です。 1 k mmp 5e 1 0 0 1 a 1 c 1

甲状腺検査

甲状腺検査の現状についてです。検査対象者は 原発事故当時、おおむね18歳以下の福島県民で (1992年4月2日~2013年4月1日生ま れ)38万5千人。現在までに22万5千人が検 査を受け、悪性ないし悪性の疑いがあった人59 人。そのうち手術した人27人。1人は良性結節 で、甲状腺ガンは26人でした。患者平均年齢は 8~21歳で、事故当時6~18歳だった人たち です。子どもが甲状腺ガンになる確率は100万 人に1~3人と言われています。今回の検査で計算すると100万人に3人とすると2600万人。100万人に1人としても860万人です。福島県内にこれだけ多くの子どもがいなければならない計算になります。事故から2年10ヶ月で福島県内の対象者38万5千人の中に甲状腺ガンが26人という数字がいかに危機的な状態であるかを知ってください。

福島第1原発は

次に爆発した福島第1原発の状況です。皆様は すでにご存じだと思いますが、メルトダウンした とされる燃料が今どうなっているのか見た人は誰 もいません。最近3号機の核燃料がメルトスルー と呼ばれる地中で溶け出した状態だと報道されま した。1号機と2号機の間にある配管付近では、 常時1万ミリSvあり、人が立ち入れば数分で致 死量に達するため、立ち入り禁止になっていま す。(新聞報道より) 敷地内からは毎分300 トンもの汚染水が流れ込み、止めることもでき ず、海洋汚染は、東京電力や日本政府が発表して いるような簡単な問題ではなくなっています。私 が最近出逢ったアメリカの方は、福島の事故は収 東したと思っている人は少ないようで、「福島か らの放射能がアメリカの西海岸に到達するのは時 間の問題だと心配している。いや、すでに到達し ているだろう。」と言われました。また、「日本全 体が汚染されているのだから、子どもたちを海外 避難させるべきだ。どうして日本政府はそうしな いのか、親はなぜ、黙っているのか。」とも言わ れ、それはそれでとてもショックでした。日本政 府が隠そうが報道の口をふさごうが独自にデータ はとっているのです。日本の国は裸の王様のよう に思われていているのだと知り、恥ずかしい思い でした。

減容化のための焼却炉の問題点

福島では、除染ゴミを減容化するためにと 焼

却炉が次々と建設されています。 福島県は 海 は爆発現場から流れ込む水で汚染され、山や川は 根本的に除染はできないのです。とても以前のよ うに暮らせる環境ではないのに 県は自主避難を 認めません。経済的な理由やふるさとへの愛着、 田や畑を放置できない という理由等で暮らし続 けるしかない人が沢山います。そのような厳しい 状況下で今度は放射性廃棄物の減容化のために県 内各地に焼却炉が造られることになりました。す でに完成し、稼働しているものもあります。

環境専門学者には、焼却処分は決して、してはいけないと言う人が多く、もしどうしても焼却するのであれば、焼却できるのは福島県内では富岡町と楢葉町にある第二原発内のバグフイルター付きの焼却炉くらいのものだと言っています。しかし、この第二原発内にある焼却炉はすでに事故現場からのゴミを焼却するだけで、手一杯とのことです。

2013年8月に昨年秋から建設を進めてきた福島県東白河郡鮫川村の簡易式焼却炉が試験焼却を始めたのですが、10日もたたないうちに爆発事故を起こしました。物凄い音だったと消防には記録も残っているのに、住民には事故の一報は知らされず、「公務員法の守秘義務」を理由に情報を出さないまま再稼働しようとしています。この鮫川村は県内でも比較的汚染を免れた場所であり、焼却炉のある場所は下流に暮らすいわき市民34万人の水源地にもなっています。

このような状況は、環境省が村へ仮設焼却炉の 設置を要請し、村議会が全員協議会で決定。後に この決定の経緯を情報公開請求しても「ない」と 言われる。決定後は、行政区長と住民(村民)に しか知らせず、2112.11.5に工事は開始されまし た。これからは県内30カ所ほどに、このような 焼却炉が造られ、除染で出た土や木の枝、葉など の放射性廃棄物を焼却していくのだそうです。

結局、環境省は福島県の空までも汚染すること を決め、福島県は国に従う道を選んでしまいまし た。残念でなりません。

一昨年の12月に前政権の代表が 原発事故は 終束したと発表した時、私たち福島県は捨てられ たのだと感じました。原発爆発事故直後のスピー ディーの情報を伝えられず、放射性拡散データを 公表されなかった時から2度目です。

福島県民はこの先何度捨てられることになるのでしょうか。

司法はその責任を果たして欲しい

これまで長々と述べましたが、原発事故が起きるとさまざまな苦しみや困難、被害が出てきます。 裁判官、関西電力のみな様には、この福島の今を知っていただき、大飯原発の再稼働を考え直してはいただけないでしょうか。

人は時々間違いを犯すものですが、たいていの 場合、間違いを犯した者は、きちんと謝罪をし、 損害が出たときには賠償をする。そして、犯した 間違いは繰り返さない努力をする。これが社会の ルールであり、犯した間違いに対して責任を果た すということなのだと思いますが、この日本の国 では、その責任を果たすということに対しての意 識が、あまりにも希薄に感じられます。

とくに司法は、国と企業が共同で進めてきた事業の失敗に対しては甘過ぎますし、三権分立の原則を行使していません。

国家権力を、司法・立法・行政の三権に分け、 それぞれ独立の機関に受けもたせるという、三権 分立の原則は、大事に大事に金庫にしまい、その 金庫の鍵を無くしたのか、使う気は初めからない のかと、司法信頼の気持ちが薄れていきます。

もう想定外とは言わせない

原発が爆発し、以前の暮らしに戻れない人が何十万人居ても、海や山、川、大地が汚染されたのに、そのうえ今度は人間の手で大気を汚そうとしている。そして現場の収束は始まったばかりであり、現場では、たくさんの労働者が被曝しなが

ら、命を縮めながらの作業に当たっています。そ の後始末にかかるお金は人々が納めた税金から出 ています。

それに怒る国民、泣く被害者を守る法律は壊されていく中で、更に原発の再稼働を始めようとするのは、国も関西電力も、第二のフクシマが起こる前に、住民や国民を捨てたようなものだと、実際に原発難民となった私には思えて仕方がありません。

福島の事故が起こる前であれば、安全だと言ったのにとか、想定外などと無責任なことを言えますが、もう前例はあるのです。この言葉は使えないのです。すでに社会的な責任は果たす気がないのだという姿勢が現れています。

我が身にも起こることなのだと

以上の私の話ひとつひとつを、誰かのこととしてではなく、裁判官様、関西電力の皆様自身にも起こり得ることなのだと深くお考えいただき、また、この裁判の判決結果によっては、何十万、何百万、または何千万もの国民生活や、海外へまでも、与える被害や影響は大きいのだという意識を持っていただき、審理にあたってくださいますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後までお聞きいただきまして、ほんとうにありがとうございました。心から感謝申し上げます。 2013年12月19日 福島県双葉郡富岡町 木田節子

裁判所からの原告・被 告への求釈明

木田さんの意見陳述後に、裁判長から以下のよ うな内容で求釈明が行われました。 1 主張立証(この部分は意見陳述前)

原告 第8~第10準備書面陳述

被告 第4、第5準備書面陳述

原告証拠 甲15まで取調べ。甲16~はまだ読んでいないので次回。特に注意喚起したいところにはマーカーを。

被告証拠 乙6~11取り調べ。

以下、裁判所からの求釈明

- (1)被告第4準備書面9P11行で原告の主張をまとめているが、原告第4準備書面3P4行目の記載は、必ずしも直下の活断層が動くことのみを前提としていないようにも思われる。原告は、文字通り活断層が動く場合のみを念頭に置くものか、または、活断層以外の原因によって上記敷地地盤にずれなどが生じる場合を含む趣旨であるか、遅くとも次回期日までに明らかにされたい。
- (2)被告第5準備書面6P~は、裁判所の問いに答えているのか。例えば、本件原発において主給水喪失が発生した場合、当該事象自体が異常な事態であって、本件原発からの放射能漏れを引き起こしうる危険な事態であるとも考えられる。しかるに、上記記載においては、このような主給水喪失は基準地震動Ss以下の地震動によっても発生することが前提とされており、このことからすると、基準地震動Ssとはどのような概念なのか、という疑問が生じる。この点に関する被告の認識を明確に説明されたい。
- (3)原告らは本件原発に我が国における既往最大の地震、津波が来る旨を主張しているが、被告はこれを否認している。それでは、被告は、本件原発にどの程度の規模の地震や津波が来ると想定しているか、想定の根拠とともに明らかにされたい。
- (4)原告へ。甲1(国会事故調)の193Pに「基準地震動を超えた5つの地震」とあるが、それはどれか具体的に摘示されたい。

- (5)被告は本件原発において使用済み核燃料が例えば原子炉格納容器ほどの堅牢な容器等によって囲われることなく保存されていることについては認めていると理解されるところ、上記使用済核燃料の保存状況に照らし、上記使用済み核燃料が原因となって本件原発からの放射能漏れが生じる恐れがあるのではないかとの疑問が生じる。被告はこの点につきどのように考えるか、原告ら第1準備書面における原告らの指摘(特に「第3」以降)も踏まえつつ、釈明されたい。
- (6)被告は、原告第5・第9準備書面に反論されたい。
- (7) 原告は、被告第4・第5準備書面に反論されたい。

原告第 10 準備書面

(鹿島弁護士によるプレゼン)

第1 はじめに

本書面では、福島第一原発事故による被害及び チェルノブイリ原発事故による被害から、過酷事 故が起きた場合、非常に広範囲にわたって回復困 難な甚大な被害が生じることを明らかにすると共 に、本件原発で過酷事故が起きた場合、原告らの うち最も遠方に居住する者についても被害が生じ る可能性があることを明らかにする。

第2 福島第一原発事故による被害

1 放射能により汚染された地理的範囲 福島第一原発事故は、過酷事故が起きた場合、非 常に広範囲にわたって放射能汚染が広がることを 明らかにした。

(1) 陸

福島第一原発事故によって大気中に放出された 放射性物質の総量は、ヨウ素換算にして約90万 テラBqとされており、チェルノブイリ原発事故 におけるINES評価520万テラBqと比較し て約6分の1の放出量となる(甲1「国会事故調報告書」329頁)。

福島第一原発事故発生から約8か月後(平成23年11月5日)の東日本全域における地表面に沈着したセシウム137の放射能濃度は,次頁の図のとおりである(甲21「『東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果』の簡略版について」22頁)。当該図によれば,福島第一原発から250km以上離れた地域にまで30kBq以上/㎡の汚染地域が広がっていることがわかる。

もっとも、この結果は、汚染された地理的範囲 が岩手県南部から千葉に限られるという趣旨では ない。平成23年4月は、北は北海道札幌市、南 は沖縄県うるま市まで、広範囲に放射性物質が降 下したとされる(甲22「環境放射能水準調査結 果(月間降下物)(平成23年4月分)」)。

(2) 海

ア 福島第一原発事故により海中に流出された放射性物質は、水塊として黒潮及び黒潮続流並びに北太平洋海流によって太平洋を東に移流・拡散していき、3年後には北太平洋北部へ移動し、5年後にはアメリカ西海岸へ到達するとされる(甲23「太平洋における放射能濃度分布のシミュレーションについて」2頁)。

もっとも、このシミュレーションでは、様々な 仮定に基づくものにすぎないため、放射性物質の 海底への堆積、再浮遊、粒子態との吸脱着、放射 性物質の河川からの流入が考慮されておらず、日 本近海の汚染態様は明らかとならない。

この点,実際の放射性物質調査によれば,平成24年4月以降は暫定基準値を超過する魚も出てくるようになり(甲24「水産物の放射性物質調査結果(地図)【平成24年4月-6月】」),また,東京湾北部における海底土のセシウム濃度は,福島第一原発事故以降急激に増加していると

ころであり(甲25「東京湾,福島県沖及び茨城 県沖における放射能調査結果について」5頁),日 本近海での深刻な被害が明らかになりつつある。 イ 福島第一原発事故により生じた汚染水は,い まだに汚染水処理システムが確立されておらず, 淡水化装置からの汚染水の漏洩が発見されてい る。

東京電力は、福島第一原発の敷地内から、大量の放射性物質を含む汚染水が海に流出していることを認め、平成25年8月21日、平成23年5月以降に海中に流出したセシウム137は約20兆Bq、ストロンチウムは約10兆Bqに上ると公表した。

そして、平成25年8月20日には福島第一原発敷地内に設置された汚染水保管タンクから約300トンの高濃度汚染水が漏出する新たな事故が発生していたことが、同月23日には汚染水の一部が排水溝を通じて外洋まで流出していたことが明らかになった。このような状況を受け、同年8月28日、原子力規制委員会は、汚染水漏れに対する国際原子力事象評価尺度(INES)をレベル3(重大な異常事象)に引き上げることを決定した。

このような汚染水問題は、地下水に流入により 汚染水が日々増加する中、根本的な解決の目途す ら立っていない。

2 原発事故による人命の喪失

福島第一原発事故は、放射線被ばく以外の要因によっても原発事故によって人命が失われることを明らかにした。

(1) 地震・津波被災者の救助の遅れ

平成23年3月11日午後2時46分,東日本 大震災が発生した。地震とそれに伴う津波により、岩手、宮城、福島の三県を中心に、死者1万 5883人、行方不明者2654人(平成25年 9月11日時点での警察庁まとめ)という未曽有 の大惨事となった。 福島県では、福島第一原発事故のため、沿岸部における行方不明者の捜索が大幅に遅れることになった。福島県浪江町の渡邉文星副町長の報告(甲26)は、以下のとおりである(下線は筆者)。

「3月12日早朝からの捜索予定でした。沿岸 地域には15時30分過ぎに、いままで経験した ことのない巨大な津波が押し寄せました。沿岸地 域は壊滅的被害を受け、死亡者151名、行方不 明者33名,流出家屋等600棟以上の被害を受 け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の 風景が一変し、ほとんど何もない、がれきが散乱 する風景と変わっていました。地震や津波による 被害者の救助活動や避難所対応を優先し、翌朝に は津波被害者の救助活動を決定していました。そ の矢先、3月12日午前5時44分、突如、原子 力発電所から半径10km圏内に避難指示が発令 されたことをテレビで知りました。この避難指示 により、早朝から予定していた津波被害者の行方 不明者の捜索活動が中止となりました。この時, 捜索を実施していれば何人かの尊い命が救えた可 能性があったと思います。本格的に行方不明者の 捜索を実施したのが, 放射線量が低いことが確認 され、福島県警及び消防車は4月14日から、自 衛隊が5月3日と1か月以上経過してからのこと でした。」

(2) 震災関連死

震災関連死とは、建物の倒壊や火災、津波といった、地震による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡することをいう。

震災関連死に関する検討会(復興庁)の平成2 4年8月21日付け「東日本大震災における震災 関連死に関する報告」(甲27)によれば、同年3 月11日時点での震災関連死者数は1632人で あり、このうち761人が福島県の事例である (その後、平成25年5月10日に公表された復

興庁の「東日本大震災における震災関連死の死者数(平成25年3月31日現在調査結果)」(甲28)によれば、同年3月31日時点での震災関連死者数は2688人、このうち1383人が福島県の事例となっている。)。

同報告によれば、福島県における震災関連死の 原因(複数選択)としては、「避難所等における生 活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への 移動中の肉体・精神的疲労」が約3割、「病院の機 能停止による初期治療の遅れ等」が約2割とされ ている。

福島県は、他県に比べ、震災関連死者数が多く、また、「避難者等への移動中の肉体・精神的疲労」を原因とするものが多いのが特徴である。同報告は、「これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。」と分析している(甲27「東日本大震災における震災関連死に関する報告」1頁)。

(3) 自死

福島県須賀市内でキャベツなどの野菜を栽培する農家であった男性は(享年64歳)は、平成23年3月23日の夕方に須賀市内のキャベツなどを出荷停止するという内容のファックスが自宅に届いた翌24日の朝、自宅裏の木の枝にロープをかけ、首を吊った状態で発見された。

平成23年6月10日,福島第一原発事故で牛を処分し,廃業した福島県相馬市の酪農家(享年54歳)は,堆肥舎の壁に「原発さえなければ」などと書き残して自らの命を絶った。

夫と共に養鶏場で働いていた福島県川俣町の女性(享年58歳)は、アパートでの避難生活と今後の不安に思い悩み、平成23年7月1日、一時帰宅した自宅近くのごみ焼き場で、焼身自殺をした。

平成24年5月27日, 当時警戒区域であった 福島県浪江町に一時帰宅中行方不明になった男性 (享年62歳)は、翌日、経営していたスーパー の倉庫で、首を吊った状態で発見された。

「老人はあしでまといになる」「お墓にひなんします ごめんなさい」と書き遺して南相馬市の女性(享年93歳)は自らの命を絶った。

福島県飯館村では、村内最高齢の男性(享年102歳)が避難決定を苦に自らの命を絶った。 人生をかけて取り組んできた生業や家族との穏やかな生活を原発事故により失わなければ、果たしてこれらの人々は自死という選択をしたであろうか。

内閣府自殺対策支援室の公表する「東日本大震 災に関連する自殺者数(平成25年10月分)」 (甲29)によれば、福島県内における「震災関 連自殺者」は、平成25年10月現在で41名で ある。福島第一原発事故がなければ、どれだけの 命が失われずに済んだであろうか。

3 大規模な住民の避難と人々の日常生活の破壊 福島第一原発事故は、原発事故が人々が生活し ていた土地を奪い、日常生活及びコミュニティを 崩壊させることを明らかにした。

(1) 大規模な住民の避難

ア 政府の避難指示等に伴い避難した人数は、平成23年8月29日現在において、警戒区域(福島第一原発から半径20km圏)で約7万8000人、計画的避難区域(半径20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがある地域)で約1万0010人、緊急時避難準備区域

(半径20~30km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域)で約5万8510人,合計では約14万6520人に達する(甲1「国会事故調査報告書」331頁)。

現時点でも,居住が制限される帰還困難区域及 び居住制限区域が設定されており,区域再編がな された後も,住民の帰還が期待できない地域が広 く存する状況にある。 イ 上記のような政府の避難指示等に伴う避難の みならず、福島県民を中心に多くの住民が居住地 を離れ、福島第一原子力発電所事故の影響が比較 的小さい西日本等への避難を行った。

このような自主避難者は、平成23年9月22 日時点で5万0327人に及ぶと言われている (甲30「自主的避難関連データ」)。

働き手である父親を従来の居住地に残しての母子避難や従来の居住地での生活継続を望む高齢者を残しての子育て世代のみによる避難によって、世帯の分離、いわゆる二重生活の問題が生じ、光熱費・食費など生活費の増加や定期的な長距離移動による経済的・肉体的・精神的負担が大きな問題となっている。のみならず、自主避難を巡って家族間で意見が対立したり、長期間にわたる別居生活によるストレスや気持ちのすれ違いなどが原因となって家庭内不和が生じたりするなどの深刻な事態を招いている。

(2) 日常生活及びコミュニティの崩壊

上記のような大規模な住民の避難に伴い,地域 住民の生活は重大な影響を受けた。住民は,福島 第一原発事故によって,原発事故前の生業を失 い,住み慣れた住居を失い,先祖代々受け継いで きた土地や伝統を喪失した。そして何より,各地 域が脈々と築き上げてきた歴史と文化と,それを 背景とする地域住民の密接なつながりは根こそぎ 破壊されることとなった。

そして、避難先の確保が困難であったり、劣悪な住環境での生活を余儀なくされたりしたことなどから、福島第一原発事故以前には、1つ屋根の下で生活していた家族が別離生活を余儀なくされる事態も多発している。

その意味で、福島第一原発事故は、地域住民間 のコミュニティを破壊したのみならず、人間にと って最も濃密で重要なコミュニティである家族の 関係をも分断し、破壊したものと言える。

4 想定されたより甚大な被害

以上のとおり、福島第一原発事故は、原発事故 で過酷事故が起きた場合、非常に広範囲にわたっ て回復困難な甚大な被害が生じることを明らかに した。

しかし、このように甚大な被害を生じさせている福島第一原発事故においても、大気中に放出された放射性物質の総量はチェルノブイリ原発事故の約6分の1にすぎない。

福島第一原発事故では、メルトダウンが起きたにもかかわらず、幸いにして、高温の溶融物が水に反応して起きる水蒸気爆発は起きなかった。大規模な水蒸気爆発が起きれば、格納容器も吹き飛び、今の5倍、10倍の放射性物質が放出されるおそれがあった。このような事態が起きれば、周辺住民に大変な被害をもたらすだけでなく、大量の放射性物質が東北各県や首都圏も汚染し、破滅的な状況に陥っていた。

また、原子力委員会の近藤駿介委員長が、菅元首相の要請を受け、平成23年3月25日、「福島第一原発の不測事態シナリオの素描」という文書(甲31)を提出していたことが明らかになった。当該シナリオは、水素爆発の発生に続き、4号機の使用済み核燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて、1号機、2号機及び3号機の使用済み核燃料プールでも同様の事態が発生した場合、チェルノブイリ原発事故における「強制移転を求めるべき地域」(1480kBq以上/㎡)が170km以遠にも生じる可能性や、「移転を希望する場合認めるべき地域」(555kBq以上/㎡)が首都圏を含む250km以遠にも発生することになる可能性があると想定していた。

このように福島第一原発事故においては,現在 生じている甚大な被害よりもより甚大な被害が生 じる可能性が想定されていた。

第3 チェルノブイリ原発事故による被害

1 チェルノブイリ原発事故の概要

(1) 大量の放射性物質の放出

1986年4月26日,旧ソ連ウクライナ共和国の北辺に位置するチェルノブイリ原発で原子力発電開発史上最悪の事故が発生した。

保守点検のため前日より原子炉停止作業中であった4号炉(出力100万kw)で、26日午前1時23分、急激な出力上昇をもたらす暴走事故が発生し爆発に至った。目撃者によると、夜空に花火が上がったようであった。原子炉とその建屋は一瞬のうちに破壊され、爆発とそれに引き続いた火災にともない、大量の放射性物質の放出が継続した。

最初の放射能雲は西から北西方向に流され、ベラルーシ南部を通過しバルト海へ向かった。4月27日には海を越えたスウェーデンで放射性物質が検出され、これをきっかけに28日ソ連政府は事故発生の公表を余儀なくされた。チェルノブイリからの放射性物質は、4月末までにヨーロッパ各地で、さらに5月上旬にかけて北半球のほぼ全域で観測された。

チェルノブイリ原発事故によって放出された放射性物質の総量は、約520万テラBqとされている。

(2) 住民の避難

チェルノブイリ原発に隣接するプリピャチ市の 住民のほとんどは、4月26日のうちに原発で事 故が起きたことを知ったが、多くの人は普段通り の土曜日を過ごした。ようやく4月27日になっ て、避難が命じられた。キエフ市から動員された 1200台のバスによって、2時間ほどで約4万 5000人の住民が避難した。避難した人の多く は、すぐに家に戻れると思っていた。しかし、プ リピャチ市での生活が再開されることはなかっ た。

プリピャチ市を除けば、チェルノブイリ原発周 辺は農村地帯である。30km圏の住民の強制的 避難が決定されたのは、事故から6日もたった5月2日のことであり、約9万人の住民が避難したとされている。

(3) 事故処理

燃え続ける原子炉を封じ込めて火災を消火するため、4月末から5月初めにかけて、砂、鉛、ホウ素など5000トン以上の資材がヘリコプターから炉心めがけて投下された。事故から4ヶ月後の1986年8月にソ連政府がIAEAに提出した事故報告(以下「86年ソ連報告」という。)によると、5月6日になって大量の放射性物質の放出が終わったとされている。

崩壊した原子炉と建屋を丸ごとコンクリートで 囲い込む「石棺」の建設が6月から始まり11月 に完成した。火災の鎮圧、汚染除去、石棺建設と いった事故処理作業には、軍隊をはじめとして大 量の作業員がソ連各地から動員され、その数は6 0万人から80万人に及んだ。

(4) 事故原因

チェルノブイリ原発事故の原因については,当 初は運転員による規則違反の組み合わせとされ, 運転員はその責任を問われて禁固刑となった。

しかし、後の調査によって、制御棒の一斉挿入 が極端な条件下では出力上昇をもたらすという制 御棒の設計欠陥が判明し、「事故の原因は、運転員 の規則違反ではなく、設計の欠陥と責任当局の怠 慢にあり、チェルノブイリのような事故はいずれ 避けられないものであった」とされている(甲3 2「放射能汚染と災厄」195頁)。運転員は、禁 固刑で身柄拘束中に、チェルノブイリ事故は構造 自体が問題であるとする書籍を発刊した。

2 放射能により汚染された地理的範囲

86年ソ連報告の後、ソ連国内の放射能汚染や 被害に関する情報は全くと言ってよいほど出てこ なくなった。チェルノブイリ事故に関する情報は 機密扱いとされ、汚染地域に居住している人々に も自分たちが住んでいる所の汚染について知らさ れなかった。

事故から3年近くたった1989年2月になって初めて詳細な汚染地図が公表され,原発から遠く離れた地域にまで高汚染地域の広がっていることが明らかになった。ベラルーシ共和国では,モスクワ中央政府の意向に反して,新たに11万人もの人々の移住が決定された。

チェルノブイリ原発事故に伴うヨーロッパ全域におけるセシウム137の沈着状況は、次頁の図のとおりである(甲21「『東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果』の簡略版について」21頁))。当該図によれば、チェルノブイリ原発から1500km以上離れたスウェーデンにまで、40kBq以上/㎡の汚染地域が広がっていることがわかる。

3 放射線被ばくによる健康被害

(1) 急性障害

86年ソ連報告は、大量の放射線被ばくによる 急性障害が200名あまりの原発職員と消防士に 現れ、結局31人が死亡した(爆発の時に行方不 明になった1人、事故当日火傷で亡くなった1 人、被ばく以外の死因1人を含む。)としている が、事故直後に避難した人々には急性の放射線障 害は皆無であったと述べている。

しかし、ソ連崩壊後の1992年になって、事 故当時のソ連で最も権力をもっていた共産党政治 局中央委員会の特別対策グループに、子どもを含 め多数の急性放射線障害の報告のあったことを示 す秘密文書が暴露された。

(2) 晚発障害

汚染地住民の突き上げや各共和国の反抗に手を 焼いたモスクワ中央政府は,1989年10月, IAEAに対して,汚染地域住民の健康影響と汚 染対策の妥当性についての調査を要請した。 I A E A は、国際諮問委員会(委員長重松逸造)を組織し、その基に1990年春より国際チェルノブイリプロジェクトが始まった。1991年5月、プロジェクトの報告会が開かれ、汚染地住民には放射線被ばくに起因する健康影響は認められない、汚染対策はもっと緩やかでもよいが、社会的現状を考えると妥当なものである、という結論が報告された。

これに対し、ベラルーシやウクライナの代表 は、甲状腺疾患の増加など深刻な健康影響が出て いると抗議したが、結局無視された。

しかし、チェルノブイリ原発事故の健康への影響 については、以下のような研究が明らかになって いる(甲33「チェルノブイリの恐ろしい健康被 害」)。

ア チェルノブイリ原発事故で放射線被ばくを受けた人々

- ① 汚染除去作業員:83万人
- ② 30kmあるいは高濃度汚染地域からの避難者:35万0400人
- ③ ロシア,ベラルーシ,ウクライナで重度汚染 地域の人々:830万人
- ④ ヨーロッパの軽度汚染地域の人々:6億人

イ チェルノブイリ原発事故の放射線被ばくで予 想される病気/健康被害

- ① まず、がんが挙げられる。とはいっても、多くのがんは、25~30年の潜伏期間があることを銘記しておかなければならない。現在のところ、甲状腺がん、乳がん、頭蓋内腫瘍だけが明らかになっている。しかし、汚染作業員では、すでに甲状腺のほかにも、様々な臓器(前立腺、胃、血液など)で、がんを発病している。
- ② 遺伝子の異常として、奇形、死産、不妊症などがある。

③ がん以外の病気でも、多くの臓器で疾患が見つかっている。中枢神経系疾患、老化の促進、精神疾患などである。

ウ結論

大規模で独立した長期的研究が不足しているため、現在の全体の状況を正確に表すことはできないが、高レベル放射線にさらされた人々(例えば汚染除去作業員)の死亡率は高く、罹患率はほぼ100%である。

がん以外の病気の数は、かつて予想されたものよりもはるかに劇的なものだ。汚染除去作業員の早期老化のような「新規」の症状について、研究はまだ何も答えることができない。

2050年までにさらに数千人以上の患者がチェルノブイリ原発事故が原因であると診断されるだろう。原因から身体的症状が現れるまでに長い時間差があるため油断ができない。チェルノブイリは、決して終わっていないのである。

特に悲劇的なのは、何千人もの子どもたちの運命である。あるものは、死産、乳児期の死亡、奇形や遺伝的疾患を持って生まれ、あるいは通常の状況下では起きないような病気と共に暮らすことを強いられている。

チェルノブイリ原発事故によって引き起こされた遺伝的欠陥は、全世界を長期にわたって苦しめ続けるであろう。影響のほとんどは、2代目又は3代目の世代まで明らかにならない。

第4 本件原発で事故が起きた場合の被害

本件原発でも過酷事故が起きる危険性があるところ,本件原発で過酷事故が起きた場合の被害の規模は,前記第2記載の福島第一原発事故の被害の規模にとどまらず,同第4項記載の「想定されたより甚大な被害」や第3記載のチェルノブイリ原発事故の被害の規模にまで達するおそれがある。同第2項記載のとおり,チェルノブイリ原発事故に伴うヨーロッパ全域におけるセシウム13

7の沈着状況によれば、チェルノブイリ原発から 1500km以上離れたスウェーデンにまで、4 0kBq以上/㎡の汚染地域が広がっている。

訴状第7記載のとおり、原告らは、原発に由来する放射線被ばくについては、いかに低線量であっても受け入れることができないが、一般人の被ばく許容限度は、少なくとも国が定めた年間1mSvとするべきであると考えるところ、上記のような規模の被害にまで達した場合、原告らのうち最も遠方に居住する者(本件原発から約1250km)についても年間1mSvを超えて被ばくする可能性がある。

なお、原告らは、訴状第7において、本件原発 が立地している福井県は、停止中の「もんじゅ」 及び恒久停止した「ふげん」を含め15基もの原 発を抱える原発密集地であり、これらの原発は、 運転中でなくとも大量の使用済み核燃料を保管しており、本件原発で過酷事故が起きた場合、被害 が拡大するおそれがあると主張しているが、原告 らのうち最も遠方に居住する者についても年間1 mS v を超えて被ばくする可能性があることは、 このような複数の原発事故による被害拡大を必ず しも前提とするものではないことを付言する。 以上

第5回口頭弁論説明会

(以下、福井地裁での口頭弁論後に午後5時半より福井県弁護士会(福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階)で行われた説明会の概要)

第5回口頭弁論後、原告弁護団は福井弁護士会 事務所で記者会見に臨み、「裁判の会」の原告 団、その支援者ら30人ほどが出席した。

原告弁護団の説明を総合すると、裁判長は原告、被告双方の主張に疑問点があるので釈明してほしい、と切り出した。今回の口頭弁論は前回と同様、裁判長の関心が一定明らかになったことである。

次回の「宿題」とされたのは、被告(関西電力)は「地震と津波について、どれほどの規模を想定していると考えるか。根拠を示してほしい」。原告には「(原発は)直下の活断層が動く場合のみを危険だとするのか。それとも活断層以外の原因によって地盤にずれなどが生じる場合を含めて危険と主張するのか」など、いくつかの提示要請があった。

原告弁護団は今回の第9準備書面で、津波に関し、「被告作成証拠によっても、津波による施設破壊の危険性がある」ことを裁判長の求釈明に回答している。

また記者団の説明要請に応じ、第10準備書面で原告弁護団は「大飯3.4号機で過酷事故が起きた場合、北海道にも沖縄にも被害が生じる」

「福島の事故で海中に流失した放射性物質は、黒潮と北太平洋海流に乗って、5年後にはアメリカ西海岸へ到着すると予想される」「大飯3号機もしくは4号機単独または両方で過酷事故が起きた場合、チェルノブイリの被害や、これを超える規模の被害にまで達するおそれがあることは否定できない」と主張したことを、述べた。

これに先立ち、現在、茨城県水戸市で避難生活を送っている木田節子さん(59)=福島県富岡町出身=が法廷で陳述した。「福島の人口減少は原発から逃げるために起きた災害」「自然死産(出産時死亡ないし病院での人工流産)が増えている」「甲状腺検査の現状」「除染ゴミを減容化するために焼却炉が次々と建設されている。福島の空まで汚染するつもりか」など福島の今、を報告。「私たち福島県民は(国から)捨てられたと感じ

「私たち福島県民は(国から)捨てられたと感じています。(中略)原発事故により、さまざまな苦しみや困難、被害が出てきます。裁判官、関西電力の皆さまには、この福島の今を知っていただき、大飯の再稼働を考え直していただけないでしょうか」と結んだ。

また木田さんは、記者団に「私のような原発難 民がたくさんいるのに、福島は風化していく風潮 を感じています。皆さんはどう考えますか」「私 の年や仕事を聞く前に、私の陳述に質問をいただ きたい」と話し、報道、取材姿勢のおそまつさに 一石を投じた。 (文責:永田)

◆関連イベント◆

口頭弁論の翌日、午後7時から9時まで、福井駅東口「アオッサ」602号室で、意見陳述をされた木田節子さんを囲んで、ささやかな集いが開かれました。以下、その報告です。

木田節子さんのお話会

「美しい福島の山河、そして海、・・・住めなくなったのに住まわされています。この悲しいことがこの福井でも繰り返されることの無いように。

そして、私の体験として、赤ちゃんは生まれる 前に処置されています。そうとしか感じられませ ん。特に初産では、胎児の染色体に異常がある、 胎胞が育っていないと、医療機関から告げられ、 やむなく堕胎させられています。

こと健康被害に関しては、マスコミも沈黙です。統制されているのでしょうか。先の参議院選挙で異常な子供が生まれていると発言した候補者は、朝日新聞の記者から執拗な攻撃を受け、事実であるにもかかわらず、「謝罪」で矛を収めました。この理不尽な社会は黙っていては何にも変わらないと、福島の普通のおばちゃんが声をあげました・・・」。やさしい口調でしたが、すごい迫力で訴えていました。参加者は少数でしたが、皆さん熱心に貴重な証言に耳を傾けていました。

(文責:松田)



◆原告~ひと模様~◆

-松本浩さん(福井県小浜市在住)-

おかしなことには

「おかしい」と言う!



もう半世紀も前の話である。舞台は福井県美浜町の 菅浜小学校。地元漁協の青 年部長が「盆出(旧姓)先 生、地元に誘致されるっち ゅう原子力発電所はどんな

もんや。危ないっちゅう話やが、調べてくれ」。休 みを利用して調べ、ガリ版刷り3,4枚にして、 青年部長に手渡し、その資料は漁協の総会に配布 された。そこには使用済み核燃料の問題や放射能 の怖さが記されていた。

騒動になったのは、翌日である。地元の教育長やPTA会長、揚句に巡査まで、長(ちょう)のつく人々が菅浜小の職員室に押しかけてきたのである。校長がくどくど説教し、「君っ、君は首が大事か信念が大事か、どっちが大事かっ」「もちろん両方大事です」。校長は絶句した。

年度末、人事異動が発令された。移動先は新設されたばかりの病弱児養護学校。事実上の「報復人事」。以後11年、教員を途中退職するまで、転勤希望もかなわず、身を焦がす思いで、養護教育に専念する。

 \times \times \times

原発の金の流れの底深く腐敗の蟲の蠢くを見つ

 \times \times \times

退職後、松本さんは「貧乏な党の貧乏な地区委員会」の要請で、専従者になる。「世の中を変えて不幸な子供たちを救おう」との高い志があったが、原発を巡る状況は予断を許さない。揺れる高

浜町政の「9億円の関電寄付金問題」「町政と癒着した農協の乱脈貸し付け」「一部業者と結託した町政の独裁と報復による恐怖支配」。こうした闘いを通じて、堂々と町政に物申す議員さんが誕生するという、うれしいニュースもあった。

これだけにはとどまらない。「25億円を巡る違法工事契約(カラ工事)の摘発」「二次にわたる監査請求と住民訴訟の提起」。その当時、高浜町は「原発マネー」に絡む、それは百鬼夜行の世界だったのである。

80年前半、松本さんは高浜町長選に立候補している。「いちおう家族会議をやりましてね。立候補の是非を家族で採決したんですが、4対1で反対多数。しかし、これを無視して、立ちました」。「採決など形だけ。今思うと立候補宣言でしたね」。妻の美鈴さんが笑みをこぼした。

\times \times \times

人の手に永遠に負へざる「核のゴミ」孫子に残す 罪をこそ思へ

 \times \times \times

松本さんの脱原発への思いは明瞭である。1つは、使用済み核燃料、及び高レベル放射性廃棄物を持っていく場所がなく、未だ目途も立っていないことである。「人類の英知が50年後、100年後に解決してくれるというが、そんな保証がありますか。若い世代につけを残す。罪深いことです。これの解決なくして原発の再稼働はありえない。もう一つは、「原発マネー」による人心の荒廃。学校で遠足に行くなら、バス代は関電さんに頼もうか、となる。すべてが金。おかしいことが、おかしくなくなってくるから怖い。「金で地域住民を支配するまた支配される精神構造は、道義的に許されないと思っています」。

「子孫に残す罪」というなら、当時の高木敦賀 市長の、この発言を紹介しておこう。1983年 1月26日、石川県志賀町の商工会議所主催の集 会に出向いた際の演説で、大喝采を浴びたもので ある。

「(中略) ***ま、原子力発電所は***一瞬を 争う事故というのはないそうです。そのかわり、 百年たってカタワが生まれてくるやら、五十年後 に生んだ子供が、全部カタワになるやら、それは わかりませんよ。わかりませんけど、今の段階で はおやりになったほうがいい、いつまでも心配す る時代ではない、と強調しまして私の話を終わり ます」。

松本さんは、この発言に触れ、涙が止まらず、 市民向けに怒りのビラを書き上げたという。

 \times \times \times

わか町は未婚の男子増えつづけ増えつづけつつ次の世紀へ

 \times \times \times

2012年5月24日付「中日新聞」が手元に ある。50歳時点で結婚したことのない人の比率 「生涯未婚率」が、若狭地方はずば抜けて高いの である(2010年を基にした県の統計)。県平均は 14.3%。トップは小浜市の20.7%、次い でおおい町20.6%、高浜町18.6%と続 く。

松本さんの読みは、こうである。「小浜市の30 歳代未婚男性は、同代未婚女性よりはるかに多 い。男性にとって結婚難なのです。また小浜市か ら転出する女性は、男性よりかなり多く、それも 年ごとに増えている。私は若狭の女性層の中に、 放射能や原発事故に対する潜在的な危機意識が育 っていると思う。もし、使用済み核燃料の「中 間」貯蔵施設でもできようなら、この傾向はます ます加速するでしょう」。

現在は晩婚化の時代だが、それでも結婚適齢期 といわれる女性が進学、就職で都会に出たとしよ う。母親は、こう言うかもしれない。「素敵な人が いたら、都会に嫁げばいいのよ」。あえて若狭地方 にこだわらない。ここに、筆者は原発集中地帯の ウラ事情を見る。うがった見方と、だれが言える だろう。

 \times \times \times

「上告を棄却する」とふ判決に十五年経てたどり 着きしか

 \times \times \times

松本さんは生涯、裁判を背負って生きてきた。 そして「福井から原発を止める裁判の会」にも 妻、美鈴さんと2人、原告団の一員となり、闘う 決意を固めている。何という執念か。

「3.11のフクシマ以降、事故はこれからの裁判にも影響を与えるでしょう。裁判官も考えざるをえない。そう易々と勝つとは思えないが、私は裁判には意義があると思っています。闘って負けて、闘って負けて、状況は少しずつ変わっていく。全体を前に進めていくには、その意味で負けても意味があるものです」。松本さんの闘う哲学が、そこにある。

 \times \times \times

ふるさとは滅びの光い原発の岬 岬に立ちて年経る

 \times \times \times

国策の末は危ふし「満州」の大地に立ちてふるさとを思ふ

*短歌は、松本さんの歌集『朝』より。

(文責:永田)

【編集後記】以下、集会後のアンケートの一部です。「木田節子さんの意見陳述には胸が熱くなり、涙がこぼれました。自然災害は仕方のないことですが、原発は人が作ったもので人災のひとつです。原発が引き起こす災害についてもっと国民全員に関心を持って考えて欲しい。日本に住んでいるすべての人に降りかかっている問題であることですから、皆で考えましょう。」◆鹿島弁護士のプレゼンは図等を交えた詳細な情報がホームページにアップされています。◆来る年も本会・本紙によろしくお付き合いくださいませ。(編集子)

聞記事スクラ 4

地裁であった。裁判所 判所は被告に明確な反 されていると主張。裁 九・七

どの津波が観測 本大震災では、高さ三 四点の根拠を尋ねた。 定する基準地震動七百 は、被告の関電に、想 頭弁論が十九日、福井 の運転差し止めを求め 期検査のため停止中) 4号機(おおい町、定 関西電力大飯原発3、 呂城内陸沖地震で四千 公回以降、関電が反論 心と津波の高さ一一・ 関電に根拠尋ねる 一十二ルを記録、東日 に民事訴訟の第五回口 基準地震動と津波 一〇〇八年六月の岩手 原告は準備書面で、 県内などの住民が、 20大飯原発運転 差し止め訴訟の 間違いは繰り返さない たちのために、犯した 士一司。 口頭弁論は来年一月 で」と訴えた。次回の 現状を報告。「子ども 子さん(宝むが福島県の 市に移り住んだ木田節 福島県富岡町から水戸 第一原発事故により、

沖縄県にまで被害が広 過酷事故が起きたら、 ェルノブイリのような 故の被害に触れ、「チ がる」と主張した。 チェルノブイリ原発事 意見陳述では、福島 原告は準備書面で、

3、4号機(おおい 中の関西電力大飯原発

中定期検査のため停止 する。 原告は準備書面で、

過酷事故が起きたら、

(樋口英明裁判長) で

の弁護士は

「福井県は 大飯原発

関電に根拠求める 想定地震動と津波 定する基準地震動七百 は、被告の関電に、想 裁であった。裁判所 民事訴訟の第五回口頭 県内の住民らが求めた 町)の運転差し止めを 弁論が十九日、福井地

つらりたが大飯原発訴訟 次回以降、関電が反論 がと津波の高さ一一・ 四がの根拠を尋ねた。

しい」と訴えた。 再稼働を考え直してほ いただき、大飯原発の が「福島の今を知って から水戸市に避難して 事故後に福島県富岡町 東京電力福島第1原発 いる木田節子さん(59) あった。原告の一人で、 また、原告側代理人 日。 事故の被害規模にまで 発生した(旧ソ連の) 合、1986年4月に で過酷事故が起きた場 原発密集地。 チェルノブイリ原発

故の被害に触れ、「チ チェルノブイリ原発事 論を求めた。 判所は被告に明確な反 | 子さん(宝と)が福島県の ェルノブイリのような されていると主張。裁 九・七

どの津波が観測 宮城内陸沖地震で四千 原告は準備書面で、 一〇〇八年六月の岩手 大震災では、高さ三 一十二ッを記録、東日 口頭弁論は来年一月 で」と訴えた。次回の 間違いは繰り返さない 市に移り住んだ木田節 たちのために、犯した 福島県富岡町から水戸 がる」と主張した。 |沖縄県にまで被害が広 第一原発事故により、 現状を報告。「子ども 意見陳述では、福島

> 3、4号機 (おおい町) を再稼働させたとして、

まま関西電力大飯原発

安全性が保証されない

住む者も年間1 『 対被ば も遠方 (1250年) に た場合、「原告のうち最 リ事故規模の被害があっ 大飯原発でチェルノブイ た現状を訴えた。 が放射性物質で汚染され 原告側は準備書面で、

/する可能性がある」と

避難住民現状訴え が福井地裁で口頭弁論 大飯原発差し止め

16

り、福島第1原発事故の

原告側の意見陳述があ

あった。

弁論が19日、福井地裁で 求めた訴訟の第5回口頭 が関電に運転差し止めを 本県などの住民189人

勢の住民が転出し、故郷 いる水戸市の女性が、 影響で避難生活を続けて

が関西電力を相手取 県内住民ら189人 大飯原発3、4号 機の運転差し止めを求 弁論が19日、福井地裁 めた訴訟の第5回口頭

2

大飯原発差し止め訴訟日は2012/20

福島の避難者訴え

どと主張した。 達する恐れがある」な 次回弁論は1月22

次回弁論は1月22日。